

認定 NPO 法人量子化学研究協会役員報酬規程

平成 29 年 5 月 17 日

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

本規定は、認定 NPO 法人量子化学研究協会（以下「本会」という。）定款第 19 条の規定に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

第 2 条 (用語の定義)

本規程における役員の定義は、本会定款第 13 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。

第 2 章 報 酬 及 び 費 用

第 3 条 (理事の報酬)

理事の業務については、これを無報酬とする。

第 4 条 (監事の報酬)

監事の監査業務については、その従事した日数に応じて報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額 30,000 円を上限とする。

第 5 条 (業務にかかる実費について)

ただし、役員の実務の実施に係る旅費などの実費は支給することができる。